

国民健康保険の都道府県単位化と今後の福祉医療制度 について

【社会環境部会】

国民健康保険制度は、他の医療保険制度と比べ加入者の年齢構成や、医療費の給付水準が比較的高い等の構造的な課題を抱えており、年々増加する医療費を抑制し、持続可能な制度として財政基盤の強化等を図ることを目的に、来年度に運営主体を市町村から都道府県へ移管されることになり、現在、所要の準備が進められている。

本県においても、制度が統一されることに伴い、先日、市町村標準保険料率の試算結果が県から示されたところであるが、市町村ごとの保険料水準は従前から差異があり、将来的には保険料も統一されることになるものの、保険料の激変緩和措置が10年以上続くことが見込まれるため、その時期の見通しが不透明で、制度改正を住民に理解していただくには情報が少ない状況にあるので、今後の本県国民健康保険制度についての的確な見通しを示していただくよう要望する。

また、福祉医療費給付事業においては、来年8月を目途に乳幼児等に係る医療が現物給付化されるなど、長年の懸案が大きく前進したところであるが、乳幼児等以外を対象とする給付は依然として償還払いのままであり、また、乳幼児等の医療給付の対象は入院が中学校卒業までとなっているのに対し、通院は小学校就学前までに据置かれており、福祉医療費給付事業の一層の制度の充実と対象範囲の拡大を要望する。